

理事、監事に対する報酬等の支給基準規程

第1条 役員は無報酬とする。但し、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、社員総会が別に定める役員等の報酬規程による。

第2条 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。